



事業所ごみの出し方

会社、商店、農業などから
発生するごみ

事業活動に伴って、事業所（会社、商店、農業など）から排出される廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。また、事業所ごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されますが、菊池広域連合の施設で処理できるのは事業系一般廃棄物だけです。なお、詳細な手続き等は各法令等に沿って適切に行ってください。

事業系一般廃棄物とは

事業所ごみのうち、「紙」や「木」、「繊維」製のごみ、「生ごみ」など。
(ただし、建設業や食品製造業などの限られた事業から排出されるものを除く)

具体的な判別

- ① 食料品製造業から排出される生ごみは産業廃棄物ですが、飲食店や旅館から排出される生ごみは事業系一般廃棄物です。**(ただし、ごみステーションには出せません)**
- ② 建設業では、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くずや木くず等は、すべて産業廃棄物です。（事務所で使った紙くずや木くずは事業系一般廃棄物）
- ③ 事業所から排出される不燃物及び廃プラスチック類は、すべて産業廃棄物となりますので、県の許可を受けた産業廃棄物処分施設に自ら持ち込み処分を委託するか、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ委託してください。**(農業で排出されたものも同じです。)**

事業系一般廃棄物の搬入先

- ① 自社の社員が自ら処理施設に搬入する場合
 - ・菊池広域連合「菊池環境工場クリーンの森合志（生ごみ・一般ごみ）」及び「環境美化センター（古紙）」へ搬入してください。
- ② 事業系一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合
 - ・市ホームページで、『事業所（会社等）ごみの出し方について』で検索して、“菊池市事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧”をご覧ください。

※指定ごみ袋（市の収集車）では収集しません。

禁止行為

- ・事業所ごみは地域のごみステーションには出せません。また、市が販売している指定ごみ袋を購入して出すこともできません。

お問い合わせ先

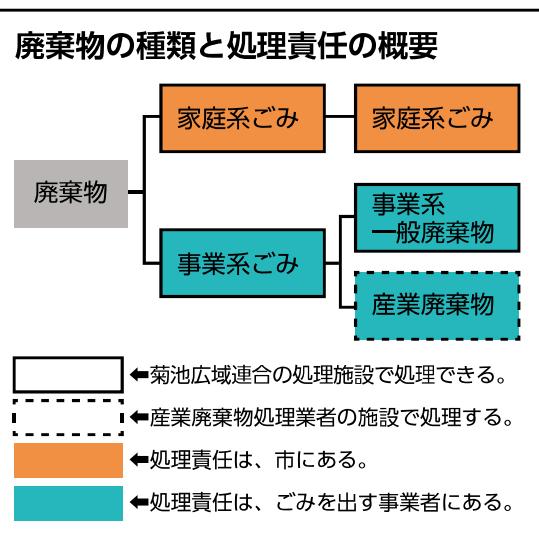
一般廃棄物に関するごみ

- ① 菊池市環境課 廃棄物対策係
☎ 0968-25-7217

産業廃棄物に関するごみ

- ① 菊池保健所衛生環境課
☎ 0968-25-4135
- ② (一社)熊本県産業資源循環協会
☎ 096-213-3356 (業者の紹介など)

廃棄物処理法の概念



事業所ごみ分別表

品 目		代表的な品物 《菊池広域連合の処理施設に搬入できます》
事業系一般廃棄物	古 紙	リサイクル業者へ引き渡してください。汚れてリサイクルできないものに限って受入れします。 
	生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り・調理残さなど 
	一般ごみ	リサイクルできない紙くず、木くず・繊維くず(制服)など 
<ul style="list-style-type: none"> 事業所から排出されるプラスチック類は全て産業廃棄物です。 建設工事で発生する「紙くず、木くず、繊維くず」は、すべて産業廃棄物です。 食料品製造業から排出される生ごみは産業廃棄物です。 直径10cm以上の木くずは、菊池広域連合の施設では受入しません。 <p>※古紙は、資源物のため菊池広域連合「環境美化センター」、生ごみ・一般ごみは、菊池広域連合「菊池環境工場クリーンの森合志」へ搬入してください。</p>		

品 目		代表的な品物 《菊池広域連合の処理施設には搬入できません》
産業廃棄物	廃プラスチック	弁当の容器、梱包用ビニール製品、発泡スチロール、緩衝材類、農業用ビニール、飲料用・調味料ペットボトルなど 
	缶(金属くず) びん (ガラスくず)	従業員が飲食した缶・びん、商品の入っていた缶・びんなど 
	金属くず	ハサミ・刃物類、スプレー缶・バインダーの金具など 
	不燃物 (ガラスくず・陶磁器類等)	コップ、茶碗、ブロック、蛍光灯など 
	電 池	乾電池、充電式電池など 
	廃 油	潤滑油、洗浄油、動植物油など 
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物は、菊池広域連合の処理施設では受入しません。 産業廃棄物処分施設に自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者へ委託してください。 		

※この分別表は、すべての事業所にあてはまるものではありません。(事業主の責任で適正に分別、処理してください。)

※家庭用として製造・販売されているものを業務用で使用していたテレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機を廃棄する場合は、法律によりリサイクルが義務づけられています。